

商品概要説明書

新マイカーローン

(2025年4月1日現在)

商品名	新マイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○組合員もしくは組合員として加入できる方または地区内に在住、在勤の方。○お申込時の年齢が満18歳以上、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者の申込は入社月6か月前以降とします。○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○新車・中古車・自動二輪車、用品購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、諸費用、車庫設置費用、金融機関の自動車購入資金に関するローン（残債上乗せ資金を含む）の借換資金（直近6か月以内において延滞のないもののみとします）但し、事業性・個人間売買は除きます。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、借換の場合は借換対象ローンの残高以内とし、新卒内定者の場合は、300万円を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上15年以内とします。○据置期間は新卒内定者のみを対象とします（最大6か月）。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○固定金利とします。○お借入時の利率は当JA所定の固定金利とし、完済時まで適用いたします。○お借入利率には、0.65%、0.85%、1.0%、1.3%、1.8%いずれかの保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none">○原則保証人は不要となります。ただし株式会社オリエントコーポレーションが必要と判断した場合は連帯保証人を徴求いたします。
団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none">○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。○なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。

	団体信用生命共済（保険）名		加算利率
	団体信用生命共済（特約なし）		なし
	長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0.30%
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0.10%
	がん保障特約付団体信用生命保険		年 0.05%
	団体信用生命保険（ワイド）		年 0.30%
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.30%</p>		
手数料	<p>○ご融資の際、当 J A に対して 3,300 円以内の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…2,200 円以内</p> <p>②一部繰上返済の場合…550 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 550 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または本所（電話：0997-62-3739）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記 J A バンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話番号：03-6837-1359）にお尋ねください。</p>		
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>		

J A あまみ